

牛久市いじめ防止基本方針

平成27年10月(平成30年4月改定)
牛久市



はじめに

第1章 ▶ 基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 牛久市のいじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

第2章 ▶ 牛久市の取組み

- 1 「牛久市いじめ防止基本方針」の策定
- 2 「牛久市いじめ問題対策連絡協議会」の設置
- 3 「牛久市いじめ再調査委員会」の設置

第3章 ▶ 牛久市教育委員会の取組み

- 1 「牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会」の設置
- 2 「牛久市教育委員会いじめ調査委員会」の設置
- 3 教職員研修の推進
- 4 インターネットを通じて行われるいじめ問題への取組み
- 5 相談窓口の周知
- 6 豊かな心の育成の推進
- 7 「市の基本方針」の周知と啓発
- 8 各学校に対する取組み
- 9 学校への助言と支援

第4章 ▶ 学校の取組み

- 1 いじめへの対応
- 2 いじめの防止等に関する措置
- 3 いじめ解消の定義
- 4 保護者・地域との連携
- 5 教職員の研修

第5章 ▶ 保護者の役割

- 1 保護者の役割
- 2 未然防止と早期発見
- 3 早期解消に向けた取組み

第6章 ▶ 市民の役割

- 1 未然防止に向けた取組み
- 2 早期対応に向けた取組み

第7章 ▶ 重大事態への対処

- 1 重大事態の意味
- 2 市教育委員会または学校による調査
- 3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

牛久市では、児童生徒の心身の健全な育成を図るとともに、その生命又は身体をいじめから守り、市、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)第12条の規定に基づき、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「牛久市いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

今後、「牛久市いじめ防止基本方針」に基づき、学校、地域住民、家庭、その他の関係者と協力して、いじめの問題に対して、その克服に向けて真剣に取り組んでまいります。いじめの防止等には、学校、地域住民、家庭はもとより社会が一丸となって取り組むことが必要です。市民の皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願いいたします。



1 いじめの定義

いじめとは、『児童等^{※1}に対して、当該児童等が在籍する学校^{※2}に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの』（法第2条1項）と定義されています。

この定義を踏まえた上で、**個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う必要があります。**なお、いじめの発生場所については学校の内外を問いません。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要があります。

※1「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいいます。

※2「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等学校及び特別支援学校（幼稚園を除く）をいいます。

具体的には、以下のようなものがあります。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられる
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- （「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省平成25年10月）

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要となります。

2 牛久市のいじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

(1) 方針策定の意義

いじめは、どの学校においても、どの児童生徒にも起こりうるものであり、現在、いじめによって児童生徒の生命や身体に重大な危険が及ぶ事態が少なからず発生しています。いじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、児童生徒を取り巻く大人一人一人が、「いじめは絶対許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある」との意識を持ち、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要です。いじめの問題は心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体における課題でもあります。

牛久市においては、第一にいじめを生まない学校づくりを目指します。学校生活の基本に心

の教育を据えます。学校生活の大部分をしめる授業においても心の教育を推進します。そのために、主体的・協働的な学びの学校づくりを核とし、「心の教育」「学力向上」の2つの課題の解決に取り組んでいます。いじめ防止に関しては、授業を通して、互いにケアし合う生活集団を育成することで、個々の児童生徒の学級への満足感や自己有用感を高め、安心して居場所のある教室づくりを目指しています。

しかしながら、社会全体でいじめの問題に対応するには、基本的な理念や体制を整備する必要があります、それぞれの役割と責任を自覚しながら連携し、社会全体で児童生徒を見守ることが必要です。

(2) 基本理念

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではありません。いじめは全ての児童生徒に関わる問題です。周囲ではやし立て、面白がって見ている「観衆」は、いじめを助長する存在です。また、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、加害者側には暗黙の了解と解され、結果的にはいじめを助長する可能性があります。被害者にとっては、「傍観者」の行為はいじめと同じくらい卑劣な行為と感じられることもあります。もしいじめがあれば、それを止める「仲裁者」となるよういじめを決して許さない意識を児童生徒に育むことが大切です。

いじめの形態は、現代社会を反映し、児童生徒の人権意識やコミュニケーション能力の未熟さ、価値観の多様化などによって複雑になっており、インターネットを用いたいじめなども発生しています。

そのため、いじめの防止等については早急な対応と同時に、いじめを生まない人間関係づくりが必要です。そこで、日々の授業で児童生徒をつなぎ、心をつなぎ、一人一人にとって居心地のよい学級をつくることを目指します。この学級があって、はじめて学び合う学習集団ができるのです。

(3) 基本姿勢

ア 児童生徒の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努めます。

イ いじめの早期発見に努め、認知した場合は迅速に対応します。

ウ 市民のいじめ問題に関する意識を高め、市全体でいじめ問題に取り組む環境を整えます。

エ 小中一貫した授業づくりで他者を思いやる心や、居心地のよい学級をつくります。



1 「牛久市いじめ防止基本方針」の策定

市及び市教育委員会は、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国及び県のいじめ防止基本方針を参酌して、牛久市いじめ防止基本方針(以下「市基本方針」という。)を策定します。

市基本方針に基づくいじめ防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについては、定期的に見直しを行い、必要に応じて市基本方針及び施策の見直しを図っていきます。

2 「牛久市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定を踏まえ、「牛久市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

組織の構成は学校、市教育委員会、市役所、児童相談所、地方法務局、警察の職員及びその他市教育委員会が必要と認める者とします。なお、この設置に関し必要な事項については、別に定めます。

3 「牛久市いじめ再調査委員会」の設置

法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長部局の附属機関(「牛久市いじめ再調査委員会」)により調査を行います。

組織の構成は、教育、医療、法律、心理や福祉の専門家等の専門知識及び経験を有する者等で構成することを基本とし、調査に係るいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)により構成するなど、当該調査の公平性、中立性を確保するように努めるものとします。なお、この設置に関し必要な事項については、別に定めます。



第3章 牛久市教育委員会の取組み

1 「牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会」の設置

市教育委員会は、牛久市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等の対策に関する調査及び研究を行うため、法第14条第3項の規定を踏まえ、市教育委員会に附属機関(「牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会」)を設置します。

組織の構成は市教育委員会、市役所、児童相談所、地方法務局、警察の職員及びその他市教育委員会が必要と認める者とします。なお、この設置に関し必要な事項については、別に定めます。

2 「牛久市教育委員会いじめ調査委員会」の設置

法第28条第1項による重大事態の発生の報告を受けた市教育委員会は、重大事態に係る事実関係等の調査を行うため、市教育委員会に「牛久市教育委員会いじめ調査委員会」を設置します。

組織の構成は、教育、医療、法律、心理や福祉の専門家等の専門知識及び経験を有する者等で構成することを基本とし、調査に係るいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)により構成するなど、当該調査の公平性、中立性を確保するように努めるものとします。なお、この設置に関し必要な事項については、別に定めます。

3 教職員研修の推進

いじめ問題の現状や未然防止、早期発見、早期解消に向けた具体的な対応について理解を深めるなど、教職員の資質の向上を図るため、インターネットを使ったいじめの対応や望ましい人間関係をつくるための研修を積極的に推進します。

4 インターネットを通じて行われるいじめ問題への取組み

インターネットを通じて行われるいじめは、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用して行われることが多く、発見しにくいものです。児童生徒及び保護者に対して、各学校単位で研修会を定期的を開催するなどインターネットの利便性や危険性の理解に必要な啓発活動を実施します。

5 相談窓口の周知

児童生徒がいじめ問題について相談できる「牛久市教育委員会いじめ相談メール窓口」「牛久市教育センターきぼうの広場」「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」等の相談窓口の周知に努め、いじめを受けている児童生徒やその保護者のみならず、周囲の友だちや地域の大人からも広く情報を収集し、いじめの早期発見、早期解消を図ります。

6 豊かな心の育成の推進

学校はもとより、社会全体で児童生徒の豊かな心を育む活動を推進することにより、いじめの防止を図ります。

7 「市の基本方針」の周知等

法や「市の基本方針」について、PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら学校、保護者、地域住民等に周知し、それぞれの役割について理解を深めるとともに、いじめの防止等に向けた地域全体の教育力の向上を図ります。また、国や県の通知、調査結果をはじめ、最新のいじめ問題に関する情報を積極的に収集し、適宜学校へ周知することで、学校のいじめ問題

対応の取組を推進させます。

8 各学校に対する取組み

(1) 学校のいじめ問題への取組状況の点検

各学校の学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を調査、把握するとともに、各学校が学校評価の評価結果を踏まえて、学校や地域の実情に応じて機能しているかどうかを点検、改善しているか、必要に応じて指導と助言を行います。

(2) スクールカウンセラーや臨床心理士等の派遣

市教育センターきぼうの広場の臨床心理士や県派遣スクールカウンセラー等を計画的に各学校に派遣し、いじめの早期発見、早期解消に努めるとともに、児童生徒の心のケアを図るため、心理等に専門的知識を有し、いじめの防止を含む教育相談に対応できる体制を構築します。

(3) 状況調査と把握

- ① 市教育委員会は学校からいじめ発生の報告を受けた場合には、学校と連携して状況を把握し、助言・指導を行います。
- ② 市教育委員会は保護者等からいじめの訴えがあった場合には、学校と連携して調査を行います。
- ③ 重大事態の場合には、牛久市教育委員会いじめ調査委員会と学校が連携して調査や分析等を行います。

9 学校への助言と支援

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」策定や重大事態への対処をはじめ、学校のいじめ対策について助言と指導を行います。
- (2) 必要に応じて臨床心理士、警察OB等の専門家を学校に派遣し、いじめの早期解消を支援します。



第4章 学校の取組み

1 いじめへの対応

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校は、法第13条の規定に基づき「国の基本方針」「市の基本方針」を参酌して、どのようにいじめ防止の取組を行うかについて、基本的な考え方や取組内容を盛り込んだ「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

各学校は、その対応を効果的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭その他必要なメンバーにより構成する「いじめの防止等の対策のための組織」（法第22条）を設置するものとします。この組織は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むため以下の役割を担います。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や検証を行います。
- ② いじめの防止等に関する措置を講じます。
- ③ いじめ対応等への取組が計画通りに進んでいるかどうかの確認やいじめの対応が上手くいかなかったケースの検証を行い、PDCAサイクルにより改善を図ります。
- ④ 児童生徒や保護者からいじめの相談や連絡を受け付ける体制を整備します。
- ⑤ 地域住民にいじめの目撃情報などの提供を呼びかけ、連絡を受けた場合には速やかに対応します。

(3) いじめの情報共有

各学校は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、「いじめ防止等の対策のための組織」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならないことを教職員に周知・徹底します。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

学びの共同体としての学校づくりを通して、一人一人の児童生徒に豊かな学びと自己有用感（自分は認められている、自分は大切にされているといった思い）を保障する教育を推進し、いじめの起こりにくい学校環境を構築します。また豊かな人間関係を育成していくことがいじめの防止につながることから、道徳教育や体験活動等の充実を図ります。

① 授業

いじめを生まない学校風土を授業を通して創ります。授業づくりを学校経営の軸とし、全ての児童生徒が夢中に参加し、活躍できる授業で自己有用感を育むことを目指します。

② 道徳科、学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事、部活動

児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるよう、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や校内でいじめ撲滅を呼びかける活動等、子ども自身の主体的な活動を推進します。また、学校における様々な体験活動を通して他人を思いやる優しさや社会性、規範意識、自己有用感を育てます。

③ インターネット上のいじめ

インターネット上のいじめは発見しにくいいため、児童生徒から情報を収集し、その把握に努めます。またネット上に流出した書き込みや画像等は完全な消去が困難であることから、その使用について自ら判断し、適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル

教育を推進します。

(2) 早期発見

いじめはどの児童生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識を持ち、全ての教育活動を通じて、児童生徒の表情をよく観察をすることで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力します。特に些細な兆候であってもいじめではないかと疑われる場合は、早い段階から児童生徒へ個別に声掛けや相談等を行い、的確に状況把握を行います。

① アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を定期的に行い、いじめの早期発見に努めます。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったものも記入していきます。疑わしい状況があれば記入するよう指導します。

② 保護者との連携

学校での児童生徒の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることで、家庭で少しでも児童生徒の様子に変化がある場合保護者から学校に気軽に相談してもらえる関係づくりに努めます。

③ 教育相談と個別面談

いじめの問題が深刻化する前にいじめを認知し、適切な対応が取れるよう、日頃から児童生徒と接する機会を多く持ち、児童生徒が教職員と相談しやすい環境を構築します。また定期的に教育相談や個別面談を実施し、いじめの被害を受けていないか等を確認します。さらに必要に応じてスクールカウンセラーを活用するなどの教育相談体制を整えます。

④ 相談方法や窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用とともに「牛久市教育委員会いじめ相談メール窓口」「牛久市教育センターきぼうの広場」「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」等メールや電話によるものなど、複数の相談窓口を児童生徒や保護者へ周知します。

(3) 早期解消に向けた取組み

いじめ(重大事態を含む)の相談や連絡を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、市教育委員会に報告します。いじめ防止等の対策のための組織の臨時会を開き、校長のリーダーシップの下、市教育委員会と連携して当該いじめに対して組織的に対応します。

① 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合には、被害者の児童生徒を守り通すことを第一とします。また被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況説明を行うとともに、家庭でのケアや見守りを依頼する等、協力して対応します。

② 実態把握

被害者、加害者及び周辺の児童生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認します。またアンケートや個人面談等を実施し、速やかに実態把握を行います。

③ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめを止めさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援します。また加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況説明を行うとともに被害者やその保護者への対応について必要な助言を行う等の対応をします。

④ 重大事態の調査への積極的な協力

牛久市教育委員会いじめ調査委員会による重大事態に係る調査に学校は積極的に協力します。その調査結果をもとに、再調査を行う必要があると認められた場合、学校は牛久市い

じめ再調査委員会の行う調査に積極的に資料を提供していきます。

⑤ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害拡大を避けるため削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除依頼をするなどの措置を速やかに講じます。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局等の協力を求めます。

3 いじめ解消の定義

次に掲げる場合を、いじめの解消とします。

いじめが「解消」している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

4 保護者・地域との連携

(1) 保護者

児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から保護者と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、学校は被害者と加害者それぞれの保護者に連絡するとともに関係機関と連携を図り、適切な対応を行います。

(2) 地域

校外における児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から市こども家庭課、主任児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合います。いじめが起こった場合、必要に応じて協力を得ながら対応します。

(3) 学校以外の団体等

塾や少年団、スポーツクラブ、児童クラブ等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、当該団体の責任者、市教育委員会と学校が連携して対応します。

(4) その他

いじめに関係する児童生徒が複数の学校に及ぶ場合には、市教育委員会と関係学校が連携していじめの問題に対応します。

5 教職員の研修

いじめの問題に対する理解を深め、いじめの防止等を図るため、学校内における教職員研修の充実を図ります。

- (1) 実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得や向上を図ります。
- (2) 事例研修を通して、いじめの具体的な対応方法の共通理解を深めます。特にいじめに対して教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図ります。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深めます。



第5章 保護者の役割

子供の成長にとって、家庭教育の役割は極めて重要です。保護者は子供に対して、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を促すよう努めます。そのためには、保護者が子供の教育に対する責任を自覚し、愛情をもって育てることが大切です。

牛久市では、以下の事項について様々な機会を通じて、保護者等への広報啓発活動を実施し、いじめの防止等について支援します。

1 保護者の役割

- (1) 子供の話に耳を傾け、子供の良さを認めるなどして、子供の理解に努めます。
- (2) 学校と日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談、家庭教育学級等の機会を利用しながら、子供の学校生活の把握に努めます。
- (3) 国、県、市、学校や地域社会が講じるいじめ防止等のための取組に協力します。
- (4) 情報モラルの理解に努め、子供がインターネット利用の社会的ルールやマナーなどを身に付けられるよう努めます。

2 未然防止と早期発見

- (1) 子供の話に耳を傾け、「認める」、「ほめる」、「叱る」ことを通して、きまりを守るなどの規範意識を身に付けさせるように努めます。
- (2) 家庭教育学級等に参加しながら、子供にどのような教育をしていけばよいのかについての学習に努めます。
- (3) 子供の些細な変化を見逃さず、困っている様子があれば、子供の話に真剣に耳を傾け、いじめの未然防止や早期発見に努めます。その際、事実関係を冷静に判断し、必要がある場合は学校や専門機関に相談します。
- (4) 子供のスマートフォンやゲーム機等の使用については、家庭で約束事を決めるとともにインターネットを通じて行われるいじめの被害を受けていないか、又は誹謗中傷等の書き込みを行っていないかなどについての確認を定期的に行います。

3 早期解消に向けた取組み

- (1) 子供がいじめを受けた場合、身体の安全を確保するとともに、学校や市教育委員会と協力していじめの解消を図ります。
- (2) 子供がいじめをした場合、その行為を止めさせるとともに、速やかに学校へ相談します。
- (3) 子供を通して、いじめの情報を把握したときには、子供のいじめとの関わりを確認するとともに、速やかに学校や市教育委員会等へ連絡、相談します。



いじめは、いつでも、どこでも起こりうるので、いじめの防止等のためには、地域と学校の連携が重要です。また、大人が積極的に児童生徒に関わるなど、家庭や地域社会が一体となって児童生徒に関わるという連帯感が大切です。

牛久市では、以下の事項について、様々な機会を活用して、広く市民への周知、啓発を図ります。

1 未然防止に向けた取組み

- (1) 地域と学校とが互いの情報を共有したり、それぞれ協力したりすることを通して、積極的な連携が図れるよう努めます。
- (2) 地域は、児童生徒の社会性や協調性、規範意識や人を思いやる心を育てるために、地域の行事や体験活動への参加を促すなど、様々な交流や体験を通して、児童生徒同士、また児童生徒と地域住民との心の結び付きを深める環境づくりを推進します。

2 早期対応に向けた取組み

- (1) 地域の住民、企業の従事者、商店や商業施設等の経営者等は、地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めたときには、当該児童生徒に声掛けを行うなどして様子を見るとともに、市教育委員会、学校等へ連絡するよう努めます。
- (2) 主任児童委員や青少年相談員等は、地域においていじめの発見に積極的に取り組み、いじめ又はいじめと疑われる行為を認めたときには、市教育委員会、学校と協力して対応します。



第7章 重大事態への対応

1 重大事態の意味

次に掲げる場合を、いじめの重大事態とします。

(1) 『いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項(1))』

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定されます。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

(2) 『いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項(2))』

「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要です。

※「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

2 市教育委員会または学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生したと判断したときは、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会はこれを市長に報告します。

② 重大事態の調査主体と調査組織

重大事態の調査は、国基本方針において、「学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する」と示されていることから、本市においては、市教育委員会は牛久市教育委員会いじめ調査委員会を活用し、学校と連携して調査を行います。(P6「第3章2 牛久市教育委員会いじめ調査委員会」を参照)

ただし、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして市教育委員会が主体となり、学校と連携して報告・調査等に当たります。

③ 実施する調査の内容

重大事態の調査には、法第28条第1項において、『質問紙の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする』とされています。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることです。例えば、次のようなことが必要となります。

- いつ(いつ頃から)
- 誰から行われ
- どのような様態であったか
- いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定の上、適切に調査を進めます。市教育委員会及び学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供します。また、再発防止に取り組まなければなりません。

また、調査や再発防止にあたっては、国基本方針に示されているように、特に次の事項に留意しながら、国基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」などを参考にしつつ、事案の状況を踏まえて、適切に取り組むものとします。

(A) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、他の児童生徒や教職員に対するアンケートや聴き取り調査を行うことなどが考えられます。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査(例えば、アンケートの使用により個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)の実施が必要です。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めます。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要です。

(B) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要があります。調査方法としては、他の児童生徒や教職員に対するアンケートや聴き取り調査などが考えられます。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要です。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要です。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査

に相当することとなり、その在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月文部科学省設置「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」)を参考とするものとします。

④ 背景調査における留意事項

法第23条第2項において、学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じるとされており、その措置を行った結果、重大事態であると判明した場合も想定されますが、その場合には、重大事態の全貌の事実関係を明確にするため、法第28条第1項による「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととします。ただし、法第23条第2項による措置により、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合はこの限りではありません。

また、事案の重大性を踏まえ、市教育委員会においては、学校と連携の上、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行います。

また重大事態が発生した場合には、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合があります。市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供

市教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行います。

なお、これらの情報の提供にあたっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとします。

② 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、市教育委員会より、市長に報告します。

なお、「(1)重大事態の発生と調査」の説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出するものとします。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

市長は、法第30条第2項に基づき、調査結果の報告に関わる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、牛久市いじめ再調査委員会(市長部局の附属機関)により再調査を行います。(P5「第2章3 牛久市いじめ再調査委員会」を参照)

この委員会において、当該重大事態の状況及び法第28条第1項の調査組織による調査結果を踏まえ、調査方法等を決定し、適切に調査を行うものとします。また、市長は当該委員会による調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行います。

なお、これらの情報提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとします。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査をおこなったときは、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告します。

さらに、市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。